宮城県
市区町村数 35

				_	_									市区町村数	35		
都	市	市			事	庁		甲七世	司参画に関する条例			男女	共同参画に関する	計画			
道	区	_				内	問	力久六	可参画に関する末例			(2021年	4月1日現在で有効	なもの)			
府	町	区		所	務	連絡	機		 有		無		有				無
県	村	町	担当課(室)名			船会	関			l	現				1		7111
		μJ	1三二杯(主/石		=-	議					在				女性活	計画	現在
17	7	村		属	所	の	の	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	の	計画名称	計画	i期間	躍推進	策定	の
	- 1					の有	有			2017 - (2.27	状				法との関係	の	状況
ド	ド	名			掌	無	無				況				利氏	方法	
\vdash				J		1	1										
						15	17	12				22					
4	100	仙台市	市民局 協働まちづくり推	1	1	1	1	仙台市男女共同参画推進条例	2003年3月14日	2003年4月1日		男女共同参画せんだいプラン2021	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
_			進部 男女共同参画課		Ľ	Ľ	+ '				-				<u> </u>		
4	202	石巻市	復興政策部地域協働課	1	2	1	1	石巻市男女共同参画推進条例	2005年4月1日	2005年4月1日		石巻市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
4	203	塩竈市	市民安全課協働推進室	1	2	1	1	塩竈市しおがま男女共同参画推進条	2007年9月28日	2007年9月28日		第2次しおがま男女平等・共同基本計画	2016年4月	~ 2022年3月	1	1	
			11-24×1111111111111111111111111111111111		_	Ľ	<u>'</u>	例	200, 107,204	2007 077224		3,29,000,000,000,000	20.0 1 .71	2022 073		•	
4	205	気仙沼市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	気仙沼市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第2次気仙沼市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~ 2027年3月31日	1	1	
1,	206	白石市	総務部企画政策課	1	2	0	_	白石市男女共同参画社会推進条例	2002年6月21日	2002年6月21日		白石市男女共同参画基本計画めざそうプ	2014年4月	~ 2024年3月	0	1	
4	200	וויםם	秘伤 即止 凹 以 東 床	'		ľ	U	日石川男女共同参画社会推進采例	2002年0月21日	2002年0月21日		ラン第2次	2014年4月	~ 2024年3月	"	'	
	007	2 T-+	名取市企画部市民協働	_	_						_	然二と25 年日と4日2年刊三	2000/50 5	2000 50 5	1 .	,	
4	207	名取市	課	1	2	1	1				0	第三次名取市男女共同参画計画	2020年3月	~ 2032年3月	1	1	
4	208	角田市	まちづくり政策課	1	2	0	0				0	角田市男女共同参画計画(第2次)	2019年4月	~ 2026年3月	1	1	
												第2次多賀城市男女共同参画推進計画「史都					
4	209	多賀城市	多賀城市総務部地域コ ミュニティ課	1	2	0	0				0	多賀城 共生と協働、総参画による市民総活	2021年4月1日	~ 2030年3月31日	0	1	
						_						躍推進プラン」					
4	211	岩沼市	さわやか市政推進課	1	2	1	1	岩沼市男女共同参画推進条例	2012年3月7日	2012年3月7日		岩沼市男女共同参画基本計画(第2次)	2019年4月1日	~ 2023年3月31日	1	1	
4	212	登米市	市民生活課	1	2	1	1	だれもが活き生きと暮らせる登米市男	2011年3月11日	2011年4月1日		第4次登米市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~ 2026年3月31日	1	1	
_	212	栗原市	企画部市民協働課	1	2	1	1	<u>女共同参画推進条例</u>			0	第2次くりはら男女共同参画推進プラン	2017年4月	~ 2027年3月	1	1	
			東松島市総務部市民協			Ľ	-				0		2017年4月	~ 2027年3月	- ' -		
4	214	東松島市	果似岛中秘络的中氏肠 働課	1	2	1	1	東松島市男女共同参画推進条例	2015年12月24日	2016年4月1日		東松島市男女共同参画基本計画	2017年4月1日	~ 2025年3月31日	0	1	
			宮城県大崎市市民協働			1											
1	215	大崎市	呂城県人崎市市民協働 推進部まちづくり推進課	1	1	1	1	大崎市男女共同参画推進基本条例	2008年3月7日	2008年4月1日		第3次大崎市男女共同参画推進基本計画	2019年4月1日	~ 2024年3月31日	1	1	
1	210	/ HD] 1 1	男女共同参画推進室	'	l '	Ι'	'	八响巾分叉只向多画证是基本来的	200043771	2000447111		第3次八响印力又共同多画征建基本引画	2013447111	2024-13/13111	'	'	
1	216	富谷市	市民協働課	1	2	0	1	富谷市男女共同参画推進条例	2005年3月1日	2005年4月1日			2019年4月	~ 2026年3月	1	1	
		蔵王町	まちづくり推進課	-	2	_		由任印方文共同多四征是未例	2003年3月1日	2000年4月1日	_	蔵王町男女共同参画基本計画	2019年4月	~ 2027年3月	1	0	
				1	2	-	_				2		2020年4月	~ 2027年3月	<u> </u>	U	- 1
		七ケ宿町	ふるさと振興課	1		-									 		0
	321	大河原町	企画財政課	1	2	_					0				1		_
	322	村田町	まちづくり振興課	1	2	0	0	# P P P + + P + = + = # # # # # # #	0040/54/2052	0040 54 114 11	2	W.C. & L. B. & T. B. &	2004年4日	2000 7 2 7	L	_	0
		柴田町	まちづくり政策課	1	2	1	1	柴田町男女共同参画推進条例	2012年1月25日	2012年4月1日	+_	第5次しばた男女共同参画プラン	2021年4月	~ 2026年3月	1	1	
	324	川崎町	町民生活課	1	2	0					0						0
	341		企画財政課	1	2	_	_				0				<u> </u>		0
	361		企画課	1	2	_	0				2	亘理町男女共同参画基本計画(第3次)	2021年4月	~ 2025年3月	1	1	
4	362	山元町	企画財政課	1	2						0						0
4	401	松島町	総務課総務管理班	1	2	0	0				0						0
4	404	上上活四	上 涯学羽钿	2	0	0	4				0	しちがはま男女共同参画プラン[2018-	2010年4日1日	- 0000/F0 F0 F	4	1	
4	404	七ケ浜町	生涯学習課	2	2	ľ	1				١٠	2020](2021まで延伸)	2018年4月1日	~ 2022年3月31日	'	1	
4	406	利府町	生活環境課	1	2	1	1				0	第3次利府町男女共同参画基本計画	2018年3月	~ 2022年3月	1	1	
		大和町	総務課	1	2	1	1	大和町男女共同参画推進基本条例	2005年3月11日	2005年4月1日	1	第4次たいわ男女共同参画推進プラン	2020年4月	~ 2024年3月	1	1	
		大郷町	総務課	1	2	_	0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			0			1 - 7 1			0
			住民生活課	1	2	-	_				2						1
			総務課	1	2	0					0						0
_		加美町	企画財政課	1	2	_	1				0	ニーター 第二次加美町男女共同参画プラン	2017年4月1日	~ 2025年3月31日	1	1	- J
	501	涌谷町	まちづくり推進課	1	2	_	0				0	カーハルスドリカスドロツ凹ノフノ	-VI/T7/11	2020407010	- '-		1
				1	_	_					0				1		0
4	วบ๖	美里町	まちづくり推進課	- 1	2	0	0	ľ	l	1	U				1		U

	市区	市区			事	庁 内 は	諮問	男女共同	司参画に関する条例				共同参画に関す 4月1日現在で有					
府	町	스		所	務	連 絡	機		有		無		有					無
県	村	町	担当課(室)名			会	関				現					女性活	計画	
□ 	П —	村		属	所	譲の有	関の有	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	在の状	計画名称	Ē	十画期間	1	女性活 躍推進 法との 関係	の	現在 の 状況
ド	ド	名			掌	無	無				況					利氏	方法	p 1.0
4	581	女川町	町民生活科課	1	2	0	0				0							0
4	606	南三陸町	企画課	1	2	0	0		·	·	0	南三陸町男女共同参画計画	2018年4月	~	2026年3月	0	1	

<選択肢回答>

所属 1 首長部局 2 教育委員会 庁内連絡会議

1 有

0 無

事務所掌

諮問機関課 1 有0 無

1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有

2 1ではない

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- O 策定予定がない、検討していない

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都		市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20	021年4月1日現在	で開設済の施設)								٦
道	区	区								施	設	省	理·i	重営主	_体	1
府	町					P.	听在地等			形	態	施設	管理	事	業運営	営
県コード	村コード	町 村 名	名称	愛称·通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営者	その他	直営	指定管理者	その他
Ë	Ė										H	-+	+	+	-	=
\angle			3							0	3	1 2	0	1	2	0
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進セン ター エル・パーク仙台 仙台市男女共同参画推進セン		980-8555	宮城県仙台市青葉区一番町4-11-1 14 1ビル(仙台三越定禅寺通り館)5・6階 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル28	022-268-8300	022-268-8304	https://www.sendai-l.jp		0	C)		0	
4		仙台市	仙台市男女共同参画推進セン ター エル・ソーラ仙台		980-6128	宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル28 階・29階	022-268-8041	022-268-8045	https://www.sendai-l.jp		0	C)		0	
		石巻市													₩	_
		塩竈市													\mapsto	_
4	205	気仙沼市													₩	4
4	206	白石市	白石市男女共同参画相談支援セ ンター		989-0275	白石市字本町27番地	0224-22-6035	0224-22-6037	http://www.city.shiroishi. miyagi.jp/soshiki/10/206 33.html		0	0		0		
4	207	名取市														٦
4	208	角田市														٦
4	209	多賀城市														
4	211	岩沼市														٦
4	212	登米市														
4	213	栗原市														
4	214	東松島市														
4	215	大崎市														
		富谷市														
4		蔵王町														
4		七ケ宿町														
4		大河原町													ш	
4		村田町														
4		柴田町													ш	
4		川崎町													ш	
4		丸森町													ш	
4		亘理町													ш	_
4		山元町									Щ		—		┵	4
		松島町									Щ		—		┵	4
		七ケ浜町									Ш		_		${oldsymbol{\longmapsto}}$	4
4		利府町									igwdapsilon		-		${\color{red}{\longmapsto}}$	4
4		大和町					ļ	<u> </u>			\sqcup		_		${\color{red}{\leftarrow}}$	4
4		大郷町									Н		-		$\vdash \vdash$	4
4		大衡村					ļ	<u> </u>			\sqcup		_		${\color{red}{\leftarrow}}$	4
4		色麻町									Щ		-		$\vdash \vdash$	4
4		加美町			-		ļ	1			\vdash		-		\vdash	\dashv
4		涌谷町					 	1			$oldsymbol{\sqcup}$		+		${ightarrow}$	4
		美里町									\sqcup		+		\vdash	4
		女川町									\sqcup		+		\vdash	4
4	606	南三陸町													لب	

都	市	市	男女共同	参画・女性の	D た	めの	総合的な	施	設	(20	21	年 4	月	1 E	現	在	で開設済の施設)
道	区	区			職員数	枚(人)								主		な	事 業
府 県	町 村	町	名 称	設立年月日	alt.	非	予算額	広	=#	相	. 情	甘井	交	企業	1	調	
□	П —	村	-L 10	改立十万日	常 勤	常勤	(千円)	報啓発	講座	相談事業	・提供 無収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO	国際交流	調査研究	その他
۴	۴	名															
$ \angle $			3		\setminus			3	3	2	3	1	2	2	0	2	
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進セン ター エル・パーク仙台	1987年3月30日	14	5	147,583	0	0		0		0	0		0	震災・復興の経験の継承
4	100	仙台市		2003年5月23日	20	6	184,671	0	0	0	0	0	0	0		0	震災・復興の経験の継承
		石巻市															
		塩竈市															
		気仙沼市	白石市男女共同参画相談支援セ					L		_							
		白石市	ンター	2002年8月1日	0	1	182	0	0	0	0						
		名取市															
		角田市															
		多賀城市 岩沼市															
		<u>石沼巾</u> 登米市															
4	212	栗原市															
		東松島市															
		大崎市															
4	216	富谷市															
4	301	蔵王町															
		七ケ宿町															
4	321	大河原町															
4	322	村田町															
		柴田町															
		川崎町															
		丸森町						-									
		亘理町 山元町															
		松島町															
		七ケ浜町															
		利府町															
		大和町															
	422	大郷町															
		大衡村															
		色麻町															
		加美町															
		涌谷町															
		美里町															
		女川町															
4	606	南三陸町															

調査表4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	治	会 長	等	の状	況				
道	区		宣		ョ	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
	町	区	言		言		女	女	市	女	女		+	女	町	女	女	治	女	女
	村	町	Р			区	性市	女 性 比	112	性副	性比	村	性	性比	,	性 副	性 比	711	性	性比
		щј	年	宣 言 名 称	の		市	率	区	市	率		町	率	村	町	率	会	治	率
-	7	村	月		形	長	区 長		長	区長	·	長	女性町村長	·	長	村 長	·	長	女性自治会長	
11	'		,,		712		数	(%)	K	長 数	(%)		数	(%)	K	長 数	(%)	K	長 数	(%)
ド	ド	名	日		態	数			数	双		数			数	双		数	双	
				2		14	1	7.1	19	0	0.0	21	0	0.0	21	1	4.8	4,466	241	5.4
		仙台市				1	1	100.0	2	0	0.0							1384	167	12.1
		石巻市				1	0	0.0	1	0								377	8	2.1
		塩竈市				1	0	0.0	1									165	9	5.5
			2006年9月27日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2		0.0							204	12	5.9
		白石市			+	1	0	0.0	1	Ü	0.0							113	0	0.0
4	207 208	名取市 角田市			+	1	0	0.0	2	0	0.0							156 93	12 0	7.7
		多賀城市			1	1	0	0.0	1	0	0.0							46	2	4.3
		岩沼市			1	1	0	0.0	1	0	0.0							77	4	5.2
		登米市			1	1	0	0.0	1	0	0.0							302	4	1.3
4	213	栗原市				1	0	0.0	1									252	2	0.8
		東松島市				1	0	0.0	2									70	2	2.9
4	215	大崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							363	5	1.4
		富谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							47	3	6.4
4	301	蔵王町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
4	302	七ケ宿町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
		大河原町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	1	2.4
		村田町										1	0		0	0		21	0	0.0
		柴田町	1998年6月17日	柴田町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
		川崎町			1							1	0		1	0	0.0	22	0	0.0
4	341	丸森町			1							1	0		1	0	0.0	98	0	0.0
		亘理町 山元町			1 1							1	0	0.0	1	0	0.0	69 24	1	1.4 0.0
		山兀町 松島町			1							1	0		1	0	0.0	12	0	
		七ケ浜町			+							1	0		1	0	0.0	35	0	0.0
		利府町			1							1	0	0.0	1	1	100.0	25	2	8.0
4	421	大和町										1	0		1	0	0.0	62	2	3.2
4	422	大郷町										1	0		1	0	0.0	22	0	0.0
		大衡村										1	0		1	0	0.0	14	0	0.0
		色麻町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	2	8.0
		加美町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	0	0.0
4		涌谷町										1	0		1	0	0.0	29	2	6.9
		美里町										1	0		1	0	0.0	66	0	0.0
		女川町										1	0	0.0	2	0	0.0	33	0	0.0
4	606	南三陸町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	1	1.5

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態 1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード	- 1	2021年4月1日	2	その他

都市	市										4sh-±	白油汁 /	**************	:の3)に基	t 3/	44-± c	5 tA :+/5	第180条6	DE\1-#	(再掲)			(再掲)								
道区府町	区	目標	設定の対象で	ある審証	義会等の	目標及	び現状	値		目標設定の対象である審議会等の範囲				:の3/1ca 3登用状況				こおける:		a 17	市町村防 委員の∂			市町村防 (会長を含					調	査時点コード		
県 村コードド	村名	目標値 (%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員	総委員数	委	数	女 性 比率 (%)		審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女性委員	女性比率(%)	安員会等	ち女性委員		うち	女性比率(%)	委員	委	女性比率%)	委	ち 女性 委員	性	目定の審等標現標のある会目び値	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づ(等に議 会のでは 会のである。 はる登用 状況	その他	地方自治 法(第180 条の5)に 基づく委員 会等を設け 状況	その他
				853	726	6 10,39	9 3,0	91	29.7		827	720	11,198	3,192	28.5	178	114	1,000	202	20.2	565	52	9.2	832	68	8.2						
	小計								$\overline{}$		805	707	10,631	3,061	28.8	176	114	994	202	20.3			\neg			\neg	$\overline{}$					
4 100	仙台市	2023年度末までに40%を達成し、さらに向上を図る		139	138	8 1,94	10 6	198	36.0	1. 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めところにより組合市が設置する附属機関。2 布護書等の意見を聴き、行政運営に反映させることを主な目的として、規則、要額等により出合市が設置する協議会のうち、以下の①~⑤を主たる活動内容として設置されるもの又は委員が市職員のみで構成されるものを除く、①職員の研修、教育(支、远聴、③関係機関等との連絡調整 ④個人や団体の表彰に係る書数「ペントの実施や登等等	69	69	1,280	451	35.2	6	5	42	9	21.4	40	7	17.5	41	8	19.5	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	1	
	石巻市	40.0	2026年3月	78					26.3	地方自治法(180条の5)に基づく審議会 地方自治法(202条の3)に基づく審議会 要綱・要領・規則等に基づき設置された審議会・委員会	38	34	652		29.1	6	3	59	7	11.9	66	12	18.2	67	12	17.9	1		1		1	
4 203	塩竈市	35.0	2022年3月	28	3 24	4 24	16	73	29.7	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)	23	21	223	67	30.0	5	3	23	6	26.1				-	-	-1	11		1		1	
4 205	気仙沼市	35.0	2027年3月	35	29	9 54			23.7	法律又は条例により設置されている審議会等(地方自治法第202条の 3)	30	26	515	123	23.9	5	3	26	5	19.2	36	1	2.8	37	1	2.7	1		1		1	
	白石市	40.0	2024年3月	53		7 58	31 1	51	26.0	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 地方自治法第180条の5、202条の3に基づく審議会等、その他法律・条	28				21.3	5	4	26	7	26.9	0	0		34	1	2.9		2021年3月1日		2021年3月1日		2021年3月1日
4 207		35.0	2032年3月	32		-	51 1	30	31.0	を介により設置されている委員会等 地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく執行機関及び執行機	27	26	403		31.8	5	4	28	8	28.6				31	1	3.2	1		1		1	
4 208	角田市	45.0	2026年3月	31 21				87		関の附属機関	26 21		361			5	3	27 25	5	18.5	25	3	12.0	26		11.5	1		1		1	
	2 20 1/4-11	30.0	2030年3月							地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 法律、政令、条例、要綱により設置されている審議会、委員会、会議等					25.2	5	3		б					28	3				1		1	
4 211	岩沼市	50.0	2023年3月	45	42	2 53	38 1	72	32.0	等)	28	27	341	125	36.7	5	3	35	4	11.4				30	1	3.3	1		1		1	
4 212	登米市	40% 女性委員が いる各種審 議会等の割 合は100% が目標	2026年3月	54	38	8 76	i9 1	80	23.4	地方自治法(180条の5,202条の3)に基づ<審議会等並びに要項等に より設置している審議会等	23	17	372	101	27.2	5	4	39	8	20.5	32	0	0.0	33	0	0.0	1		1		1	
4 213	栗原市	30.0	2027年3月	32	2 24	4 51	4 1	29	25.1	地方自治法第180条の5及び地方自治法第202条の3	27	20	454	121	26.7	5	4	38	7	18.4	49	2	4.1	50	2	4.0	1		1		1	
4 214	東松島市	35.0	2020年3月	70	4	7 61	8 1	58	25.6	1.地方自治法第180条の5に基づく委員会 2.地方自治法第202条の3に基づく審議会 3.東松島市の条例に基づく審議会・委員会	53	45	633	157	24.8	5	3	28	4	14.3	35	2	5.7	36	2	5.6	1		1		1	
4 215	大崎市	40.0	2024年4月	40	3	5 84	12 2	233	27.7	法律・条例による審議会等(附属機関) (地方自治法第202条の3)	40	35	842	233	27.7	5	4	42	13	31.0				57	4	7.0	1		1		1	
	富谷市	2025年度ま で50%維持		25	5 2!	5 23	33 1	20	51.5	- 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) - 法令条例で設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)	20	20	213	113	53.1	5	5	20	7	35.0							1		1		1	
4 301	蔵王町 七ケ宿町										16 12		183 154		16.9 16.9	5	2	36 19	4	11.1 26.3	15 20	3	20.0 5.0	16 21		18.8 4.8	1		1	_	1	
4 321	七ケ宿町 大河原町 村田町						-	#			14	11	159		16.9 25.2 21.6	5	3	28	6	21.4	17		0.0	18		0.0	1		1		1	
	柴田町	35.0	2026年3月	26	3 24	4 20	01	77	38.3	地方自治法(180条の5、202条の3)に基づく審議会等並びに要綱等に より設置している審議会等	16	16	127	50		5	3	22	5	22.7	17	0	0.0	10	U	0.0	1		1		1	
4 324										V - / M-100 W W EE 175 AA 77	16	11	178		22.5	5	3	25	5	20.0	23	2	8.7	24	2	8.3	1		1		1	
4 361	丸森町 亘理町										18 13	9	162	34	32.4 21.0	5	3	24 29	3 4	12.5 13.8	30	4	13.3	30	4	13.3	1		1		1	
4 362	山元町 松島町			1				+			20 22	20 17	266 229	97 44	36.5 19.2	5	3	33 28	7	21.2 17.9	38 17	5 0		39 18		12.8	1		1		1	
4 404	七ケ浜町									地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3に基	11	11	121	35	28.9	5	3	26	4	15.4			Ť	19		15.8	i		i		i	
	利府町	40.0	2023年3月	28	1	-		_	31.3	地方日内広第100米0/31を終り入事という日内広第202米0/31を うく附属機関、附属機関に挙じて要綱等により設置した懇談会等 法律若しくはこれに基づく政令または条例に基づき設置された審議会	16	16	141	52		5	3	26	5	19.2							1		1		1	
	大和町	30.0	2024年3月	37	28	8 34	10	79	23.2	(年) はいらしょうして グン以 で かんしゅ 不 かして 全 ノ ご 以 目 ごれりに 会 議 女等	28				23.1	5	4	24	6	25.0	25		8.0	26	2	7.7	1		1		1	
4 424	大郷町 大衡村										16 18	12	152	34	21.5 22.4	5	3	24 25	3 6	12.5 24.0	19 13		0.0	20 14	0	10.0 0.0	1		1		1 1	
	色麻町			J				-		地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3に基	13		116	38	32.8	5	3	25	7	28.0	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1	
	加美町	40.0	2025年年3月	24	2	2 32	29 1	39	42.2	づく審議会等	17	16	258		44.6	5	4	33	7	21.2				0.4		0.0	1		1		1	
4 505	涌谷町 美里町	30.0	2022年3月	44	3	1 31	1 1	10	35.4	地方自治法(第180条の5)に基づく行政委員会及び地方自治法(第2 (02条の3)に基づく審議会等	29				17.4 35.8	5	3	24 29	5	25.0 17.2				24 25	2	8.0	1		1		1	
4 581	女川町 南三陸町	30.0	2026年3月	11	10	11	9	26	21.9	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	17 11				32.0 21.8	4	3	13 22	4	30.8 9.1	21	2		22 23	2	9.1 8.7	1		1		1	
4 1000	四一座門	30.0	202043H	1 11	1 10	ν ₁ Π	0	20	41.0	だりロルムカとびと木のびに座 ノン世職女守		10	119	20	21.0	J	2	22	2	ð. I	۲.	۷.	3.1	23	۷.	0.7		I .	'			

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都市	市	市																												\neg
		·								日煙製	定のが	†象であ	る寒議:	会等の	地方	自治法(至202条ℓ	ഗ 3)!:‡	其づく	地方	自治法(至180条	ທ 5)ເ=‡	其づく	(再掲)			(再掲)		
道	포	区	目	標設定の対象	である	審議会等	の目標	及び現状	値	מאום	(AE 07 A:	範囲	の田明	A 47 07		議会等				季	€員会等I	こおける	登用状:	況		「村防災			村防災金	
府田	町	_																							(5	委員のみ	.)	(云	長を含む	(اد
		m-			1									_																
県	村	町	目	_	審	うち	643	うち	女						審	うち	443	うち	女	委	うち	413	うち	女	445	うち	女	445	うち	女
□ :	-		標	目 標 年	議	女を	総委員	女等	性						議	女を		女等	性	員	女を	総委員	女等	性比	総委員	女数	性比	総委員	女数	性
		村	値	年	会等	女性委員	員	性数	比率						会等	女性委員 数	員	性数	女性比率	委員会等	性含	員	性数	比率	員	性委員	比率	員	性 委 員	比率
1'1	'		(%)	度	数	安む	数	委員	(%)	ـ ا	/				数	安む	数	委員	(%)	数	委む 員数	数	委員	(%)	数	安昌	(%)	数	安 昌	(%)
ドー	ド	名				~~										~~		~			~~								^	
	7														22	13	567	131	23.1	2	0	6	0	0.0						
+		山台市		_											0	0	0			0		0			$\overline{}$					\leftarrow
\mathcal{H}	_	石巻市		_							$\overline{}$				2	2	63	17		0		0			$\overline{}$					$\overline{}$
\mathcal{L}	_	塩竈市		_							$\overline{}$				4	4	110	35	31.8	0		0			$\overline{}$					
		気仙沼市		_											0	0	0	0	-	0		0	0							
		白石市													0	0	0	0		0	0	0	0							
	/ 1	名取市								\setminus		\setminus	\setminus		0	0	0	0		0	0	0	0				\setminus	\setminus		
	_	角田市									\angle				0	0	0	0		0	_	0								
		多賀城市	\angle		\angle		\angle		\leq		_			/	0	0	0	0		0		0			_		\angle			
	_	台沼市	\angle		\leq				\leq		_	\leq	\leq	\leq	0	0	0	0		0	_	0			_		\angle			
	_	登米市	\sim								_	\leq		_	0	0	0	0		0	-	0			_		\sim		$\overline{}$	$ \longrightarrow $
\vee	_	栗原市	\sim								-			\sim	9	0	178	0	0.0	0		0			-		\sim			\leftarrow
\times		東松島市 大崎市	\sim	_							-				0	0	0	0		0	0	0			-		$\overline{}$	\leftarrow		\leftarrow
\mathcal{H}		富谷市		_							$\overline{}$				0	0	0	0		0		0			$\overline{}$		$\overline{}$			$\overline{}$
\mathcal{L}	_	蔵王町		_							$\overline{}$				0	0	0	0		0		0			$\overline{}$					
		七ケ宿町		_							$\overline{}$				0	0	0	0		0	-	0	0		$\overline{}$					
		大河原町		_							$\overline{}$				3	3	128	42	32.8	2	0	6	0	0.0						
	/	村田町													0	0	0	0		0	0	0	0							
		柴田町	\setminus							\backslash		\setminus	\setminus		0	0	0	0		0	•	0					\setminus	\setminus		
	_	崎町	\angle								_			\angle	0	0	0	0		0	·	0			_		\angle			
		九森町	\angle		\leq		\leq				_	\leq	\leq	\leq	0	0	0	0		0	_	0			_		\leq			
\vee		亘理町 	\sim								_			/	0	0	0	0		0		0			_		\sim			\leftarrow
\times		山元町 公島町									-				0	0	0	0		0	-	0			<		\sim	\sim		\leftarrow
\times	_	公島町 七ケ浜町	\sim	_							-				0	0	0	0		0		0			\leftarrow		\sim	$\overline{}$		\leftarrow
\mathcal{H}		利府町		_							$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0			$\overline{}$		$\overline{}$			\sim
\mathcal{H}	_	大和町		_							$\overline{}$				2	2	50	20		0		0			$\overline{}$					$\overline{}$
		大郷町		_							$\overline{}$				0	0	0	0		0		0			$\overline{}$					
		大衡村		_											0	0	0	0		0	_	0	0							$\overline{}$
	_	色麻町									$\overline{}$				0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
	/ j.	加美町									\angle				2	2	38	17	44.7	0	0	0	0		_					
		甬谷町													0	0	0	0		0	0	0	0							
	- 1	美里町									_				0	0	0	0		0	-	0			_					
\angle	_	女川町			\angle						_			\angle	0	0	0	0		0	_	0			_					
	/ [南三陸町									_				0	0	0	0		0	0	0	0							

調査表4-4 市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

宮城県

調査時点コード 1 2021年4月1日 2 その他

都市	市												管理期	の在職	状況															Ą	戦務上の	の地位別	戦員在	敞状況				調			防災·危机	雙管理音	8局への	の配置も	犬況	調	
道区府町	区					うち一般行	政職				5	ち一般行	T政職	1				5一般行	T政職	+			Т	うちー	-般行政1	#		Г		うち	5一般行	政職				うち一角	设行政職	査時			防うち		51	ち管理師	11.00	査時	
果 コ ー ド	村名	管理職総数	女性	女性 比	質用	うち女理戦	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率 (%)	次長相当職	うち女性数	女 性 比 率 (%)	課長相当職		f	E .	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	ち女性数	女性比率 (%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	1 1	女生北京		女性比率(%)	· 何 п — 上	₹ Ø	他	災・危機管理 女性数	女性比率(%)		うち女性数	女性比率(%)	点コード	: の 他
		2,8	05 5	47 19	.5 1,7	788 24	4 13.6	45	9 35	5 7.6	29	1 1	6 5.	5 16	5 14	8.5	12	3 10	8	.1 2,1	81	498 2	2.8 1	,374	218	15.9	2,849	1,251	43.9	1,925	571	29.7	4,222	1,778	12.1 2,	413	757 31.4				676 30	4.4	94		0.0		
4 100		1,02			2 5		11.5						0 6.											443	58	13.1							1449				214 26.9					12.1	9		0.0	1	
4 202	石巻市			30 16			7.1			2 6.9			1 4			4.9		9	1 3		17		2.2	89	8	9.0	426	177					240			124	42 33.9				20 2	10.0	1			1	
4 203	塩竈市 気仙沼市			14 18 33 27			14.3	2		1 4.3 2 8.3			0 0		0 (7.1		0 1	1 8		39 96		2.3	27 55		22.2	36 576	10 312		35 275			46 244			44 114	11 25.0 36 31.6				5 C	9.1	1 1	1 0		1	
4 206			28			26 1	3.8	-	7 0	0.0		6	0 0		0 (+	0 1	0		21		4.8	20	- 1	5.0	84	25	29.8	70	18	25.7	90		5.6	50	29 58.0	T i			5 (0.0	1		0.0	i	
4 207	名取市		18	8 16			18.6	- 1	1 (0.0		10	0 0.		7 (0.0		6 (0		30		5.7	27	8	29.6	66	23	34.8	62	23		75		18.0	64	21 32.8	1			110 3	2.7	6	6 0		1	
4 208			29	7 24		27 7	25.9		6 (0.0		5	0 0.		6	16.7		6	1 16.		17		5.3	16		37.5	42	15	35.7	33	12	36.4	58		0.0	43	21 48.8	1			7 1	14.3	2	2	0.0	1	
	多賀城市			10 16		56 9		- 1	0 1	1 10.0		9	0 0.		2 (0.0	1	0 (0		38		3.7	37		24.3	46	18	39.1	40	18	45.0	94		8.7	86	25 29.1	1			11 2	18.2	0	0		1	
4 211				5 15 49 27			17.2	<u> </u>	7 0	0.0		6	0 0			5 11.6		4 :			26		9.2 4.9	23		21.7	45 240	15 101	33.3 42.1	31 139	6 48	19.4 34.5	86		i8.1 i9.2	56	25 44.6 35 31.0				5 C	0.0	1			1	
4 212				19 27 59 28			10.0		0 0	0.0		/	0 0		_	1 14.8		2 :	3 12 3 13		59		4.6	39 66		24.2	240	112	39.2	139			419 262			113	42 29.6				166 5	3.0		8 0		1	
	東松島市					38 0			1 (0.0			0 0		0 0) 14.0		0 1	1		27		0.0	27	0	0.0	28	5	17.9	28	2	7.1	56		1.8	56	17 30.4	i			100	10.0	2		0.0	1	
4 215	大崎市			58 23		05 15	14.3		0 13	3 16.3		16	1 6.		5	6.7	1	4	1 7.		53		3.8	75	13	17.3	153	65	42.5	108	27		277			188	95 50.5	- 1			9 (0.0	1			1	
4 216				9 19			20.9		0 2	2 20.0) 1	10	2 20.)	0 0)		0 1	0		36		9.4	33	7	21.2	99	45	45.5	76	29		35			22	7 31.8				6 1	16.7	- 1	0		1	
4 301				3 14			6.3														21		4.3	16	1	6.3	56	36	64.3	29	13		34		17.1	15	4 26.7				3 (0.0	2	2 0		1	
	七ケ宿町			4 20			21.1	_		_	-	_	-	-			_				20		0.0	19		21.1	1	20	0.0 54.1	1		0.0	6		13.3	5	1 20.0				1 (0.0	1		0.0	1	
4 321	大河原町		21	4 19 3 15			17.6	1	_	+	+	+	+-	+	+	-	+	+	_		21		9.0 5.0	17		17.6 15.8	37 48	20	54.1 45.8	29	14	48.3 38.2	42		i2.9	26	8 30.8 12 48.0				18 (0.0	10	0 0	0.0	1	
4 323				3 13			14.3	!		_	+	+	+-	+			+				23		3.0	21		14.3	100	45	45.0	73	25	34.2	46		6.5	23	6 26.1	1			3 (0.0	10		0.0	1	
4 324				3 13			0.0			1											23		3.0	14	0	0.0	28	14	50.0	16	5	31.3	43			20	4 20.0	i			11 2	18.2	- 1			1	
4 341			30	10 33			23.8		T	T	1		1				T	T			30		3.3	21		23.8	19	13	68.4	14	8	57.1	52	19 3	16.5	34	4 11.8	- 1			4 (0.0	0	0		1	
4 361				11 24			24.4														45		4.4	41	10	24.4	54	25	46.3	39			82			31	14 45.2				4 (0.0	0	0 0		1	
4 362			15				7.1		0 (0	4—	0	0	1	0 ()	4	0 1)		15		5.7	14	- 1	7.1	41	7	17.1	37		18.9	27	9 :	13.3	24	7 29.2				4 (0.0	0	0 0		1	
4 401	松島町 七ケ浜町		14				8.3	1	+-	+	+	-	+-	+	-	 	+-	+-	-		14 21		7.1	12	1	8.3 10.5	34	14	41.2	28	10	35.7 0.0	32	6 1	5.6	27	5 18.5	1			6 (0.0	2	1 0		1	
4 404				5 16			18.5	١.	9 1	1 11.1	+-	8	1 12		+	+	+	+	+		22		9.5 3.2	19		21.1	28	10	35.7	18	- 5	27.8	32 49			27	7 25.9				5 (0.0	-			1	
4 421				5 19			18.2	1	-	111.1	1	_	12	+	+	 	+	+	1		26		9.2	22		18.2	35	17	48.6	24		33.3	43			29	5 17.2	T i			4 (0.0	2	2		i	
4 422	大郷町						0.0						1	1			T				13		0.0	13	0	0.0	21	14	66.7	21		66.7	23			23	7 30.4	1			4 (0.0	- 1			1	
4 424				2 18	.2	11 2	18.2														11		3.2	11	2	18.2	15	5	33.3	15	5	33.3	8		17.5	8	7 87.5	1			8 3	37.5	1		0.0	1	
4 444				2 13			14.3						1=								15		3.3	14		14.3	24	14	58.3	14	4	28.6	27		18.1	19	6 31.6				4 (0.0	- 1		0.0	1	
4 445				7 17			13.5		_	1	1			1		_	_	1			39		7.9	37		13.5	62	32	51.6	61	10		76			67	14 20.9				5 (0.0	1			1	
4 501 4 505				6 23			45.8		+-	+	+	-	+-	+	-	 	+-	+-	-		41 26		5.3 3.1	24	11	45.8 5.3	15 56	5 27	33.3 48.2	10	4	40.0	23		i6.5	19	9 47.4				5 (22.2	2	2 0		1	
4 505				2 18			5.3		+	+	+	+-	+	+	+	+	+	+	+		11		3.1	10	1 2	20.0	56 33	27	48.2 18.2	49 27		40.8 14.8	52 62		18.7	25 44	2 8.0 11 25.0				9 2	0.0	0	0 0		1	
	南三陸町			5 26			13.3		+	+	+	+	+	1	+	 	+	+	1		19		5.3	15		13.3	14	2	14.3	14	2	14.3	23			23	4 17.4	T i			6 (0.0	1			+	

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都(π	市						市区	町村	養会の議員の両	j 立 支	援 体 制	に関する調査						
道解	BŢ	区町	職員の通称又は旧姓の使	恵用を認めていますか。		間1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	合、取得することが可 能な休業期間は、次の	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	<u> </u>	問6 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	した場合、休暇期 で減額の規定はあ	問7 関6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下(てください 1.明) 2.明	の事由につ い。 記した規定 記した規定	いて1~4 ごがある ごはないが	見点からの: 4のいずれ: 、運用上認 E用上も認 数去に事例:	かーつに(Oをつけ
a :	1	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、連用上記めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
F	ř.	8	13			32	3	0	25		0			26	26	26	26	25	23
K.	\mathcal{H}	=	4		1の合計 2の合計	0	29	25	7		32			4	5	6	6	9	4
\mathcal{I}	1	$\overline{}$	6		3の合計	3		7	0		0			0	0	0	0	0	0
Z	4		12	仙台市職員旧姓使用取扱要網	4の合計	0								5	4	3	3	1	7
4 1	00 仙台	市	1	協合市場負担投資市の投資機 (回接を無限できた業等) 第2条 面積は、次に現代から、 第2条 面積は、次に現代が をものについて、旧版を使用するとができる。 (2) 公権力の付税に当まるである。 (3) 公権力の付税に当まる行為に関するもの (4) 公権力の付税に当まる行為に関するもの (4) 関係の (4)	仙台市議会	1	1	3	2		2			1	1	1	1	1	4
4 2	102 石巻	市	3		石巻市議会	1	1	2	1	石巻市議会会議規制 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出 産予党に日の温間(多齢妊娠の場合にあって は、14週間 第10日から地域出足の日後の温 間を軽減する日までの範囲内において、その期 間を呼らかにした。あらいの議長に欠席匿を 提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
4 2	503 塩竈	黄市	1	国事刊即提供用数级要編 語書) この要似は、健康市の一般歌の画奏(組 第1条 での要似は、健康市の一般歌の画奏(組 第1条 での要似は、健康市の一般歌の画奏(組 第1条 での要似は、現場、美子様を合め他の 事由(以下が開始等)という。」とより声音上の出 を変した。場別を整定型前の氏に以下の学様 (他で力等別と今前別として)。」とより声音上の氏 (日記を着用できる定義等)とはは事務知是と、 市の内部で使用すると表情を発しては事務知是と、 市の内部で使用すると素情を入れるある場合を 市の内部で使用すると素情を入れるある場合を 市の内部で使用すると素情を入れるの表情を 市の内部で使用すると素情を入れるの表情を を表情を を表情を が表情を にしたで、旧数を使用したとする態義(以下・時報 者という。)は、あらかが2の作者に申申してもの を表情を を表情を が表情を に対して、 は変のからかった。 第2条 市場を 第2条 市場を (地域)を 第2条 市場と (地域)を 第2条 市場の (地域)を 第2条 市場の (地域)を 第2条 市場と (地域)を 第2条 市場の (地域)を 第2年 市場	塩産市議会	1	2	2		議事所議会会議規則 「金閣財政会を実現。 「金閣財政会を実現。 「国際は、出席のため、地震できないときは、出席 子を見むの必罰。多数技能の場合にあっては、 14週間前の日から当故社庫の自身を選問を 場合する日本でのかいのが最大火馬 都を提出 「金見は、出版のためかは「金のは、日本のは、 「金見は、出版のためかは「金のは、日本のは、日本のは、 「金見は、出版のためかは「金のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	2			1	1	1	1	1	4

耆	市	市						市区	町村	議 会 の 議 員 の 両	立支	援 体 制	に関する調査						
府	区町村	区町	職員の通称又は旧姓の使			含む)があるか。	して明記した規定」はいつ制定されたか。	は能な休業期間は、次の うちどれか。	に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	脚5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	るか。	ンた場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	てください 1. 明 2. 明 3. 明	事と生活のの事由につい。記した規定記した規定記した規定記した規定記した規定記した規定記した規定記した規定	がある はないが が無く、選	、運用上認 [用上も認る	!めている めていない	
1	п –	Ħ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、適用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 適用上記めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明配した規定がある。 2. 明配した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より短に、 2. 労働基準法65条の 産前座後の記録の 別間以上である。 3. 期間の定めはない。	2 昭和1 た相定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他
Н	F 4 205	名	3		集仙沼市議会	1	2	2	1	気染溶用議会会議規則 (次度の周期) (次度の周期) 第2後 2 議員は、出産のため出席できないときは、出 表子型日の意間(多齢妊娠の場合にあって は、14週間(多齢妊娠の場合にあって は、14週間(あり日から無数によって、その類 は受益者よら日でいるの類似に、その類 とができる。 (7度の単位) 第91後 2 委員は、出産のため出席できないときは、出 子子目の心理別(多齢妊娠の場合にあって は、14週間(前の日から無数に連り日後の表現 間を明らいたして、あらかじの金銭表に開け出 もことができる。	2			1	1	1	1	1	1
	4 206	白石市	3		白石市議会	1	2	2	1	日市市議会会議規則第2条第2項及び第89条 第2項 議員委員)は、出産のため出席できないとき は、出席予定日の認問信。総好補の場合に あっては14週間が日から協定は座り日後8 週間を軽過すり日までの範囲内において、その 期間を明らかにて、あらかじ効果後(委員長) に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
	4 207	名取作	1	名取市職員旧姓使用取扱要綱 〇名取市職員旧姓使用取扱要綱 平成30年月31日 名取的告示第123号 通宜 割余 この要網は、名取市の一般電の開員延 助及び非常熱の環境には、下間員は21、 力が、対象が、大型を観せの他の事品以下を を取りませる。 1000年間には、	名取市議会	1	2	2	1	る政市議会会議規則 新京 会議 第 次 会議 ※ 記 会話 ※ 記 会述 ※	2			1	1	1	1	1	1

都 7	Ħ	市						市区	町村	養会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査						
道府県	ij	区町	職員の通称又は旧姓の使			問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	して明記した規定」はいつ制定されたか。	能な休業期間は、次の うちどれか。	問1で1.を選択 した場合、出産 に係る座前産後 期間の明記はあ るか。	L' _o	間の報酬につい るか。	た場合、休暇期	問7 問6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	の事由についた規定 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~4 がある はないが. が無く、運	記点からの: (のいずれ) (運用上認 (選用上も認) (去に事例)	か一つに(めている めていない	Oをつけ
- :	1	村	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上記めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左配で、1 を選択した場合 膝当部分の条文(本文)を配入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前座後の試業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前座後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2. 明記した規定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他
ř I	*	名		(責務)															
				第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関 し適切な運用が図られるように努めなければなら ない。															i
				2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当 たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じ ないように努めなければならない。 (委任)															
				第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使 用に関し必要な事項は、別に定める。															i
4 2	07 名耳	対市		附 則 この告示は、告示の日から施行し、平成30年4月															
				1日から適用する。 別表(第2条関係)															n
				1 職員名簿 2 各課等配置図 3 出動簿															ı
				4 事務分担表 5 職員証 6 年次有給休暇届															ı
				7 名取市職員の勤務時間、休暇等に関する規 則で定める様式 8 職務に専念する義務の免除額															
				9 営利企業等への従事に関する許可申請書 10 担当事務引継書 11 復命書 12 文書の回議、決裁、供覧に係る氏名及び押															1
				印 13 その他法令等に基づかない文書で任命権者 が認めるもの															
																			1
				角田市職員旧姓使用取扱要領						角田市議会会議規則									
4 2	08 角日	8市	1	第2条 職員は、組織内で使用する文書等で別 表に掲げる職務遂行上又は事務処理上、誤解 や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を 使用することができるものとする。	角田市議会	1	2	2		(欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、日 数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出す ることができる。	2			1	1	1	1	1	1
										多賀城市議会会議規則									
4 2	09 多	夏城市	3		多質城市議会	1	2	2	1	(欠原の届出) 第2条 報 2 議員は、出産のため出席できないときは、出 産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあって は、14週間)前の日から当比産後の日後8 週間を経過する日までの範囲内において、その 期間を明らかにして、あらかし続議長に欠係の	2			1	1	1	1	1	1
H										を提出することができる。 岩沼市議会会議規則									
4 2	11 岩河	召市	3		宮城県岩沼市議会	1	2	2	1	第2条第2項 議員は、出産のため出席できない ときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合 にあっては、1週間(前の日から) 当該出産の日 後3週間を経過するまでの範囲内において、そ の解間を明かいして、あらかしが議長し欠席 屬を提出することができる。※第82条第2項も同 様の内容(1歳員) 15 委員、「議長」を「委員 長と送券が得る、	2			1	1	1	1	1	4
				登米市職員旧姓使用取扱要項 第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員						登米市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産									
4 2	12 출>	ķ市	1	の間で使用している文書、簡易な文書等で職務 執行上又は事務処理上誤解及び混乱を招くおそ れのないものにおいて、旧姓を使用することがで きる。	登米市議会	1	2	2	1	議員は、出座のたの出席できないときは、出座 予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、 14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明 らかにして、あかじめ舗長に欠席層を提出す ることができる。	2			1	1	1	1	1	1

都道	市	市						市区	町村	養会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査						
府県	町	区町	物質の単す人は出立の反角を辿りていますが。			問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、欠席事由として明記した規定以よいの制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 間4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択し 間の報酬につい るか。	た場合、休暇期 C減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下(てください 1.明 2.明 3.明	の事由につい。 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~4 がある はないが、 が無く、連	見点からの はのいずれ 、運用上記 日上も認 日本に事例	かーつに(なている めていなし	Oをつけ
n -	_	Ħ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 4. 明記した規定が無く、 通去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、連用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1. 労働基準法65条の 産前座後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前座後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		和 明 配偶者 の 出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
ĸ	ķ	名		栗原市職員旧姓使用取扱要綱						栗原市議会会議規則									\vdash
4 2	113 栗原	कं	1	(18年) かられたは、市民の高等部品にも向す ボースの一点の上に、市民の高等部品にも向す ボースの一点の上に、市民の高等部品にも向す のはの海山に関する場合、(国際内域の大学の は、) 対す機関、大学の大学の基準を は、) 対す機関、大学の大学の基準を は、のまでの表す。(日本的ないた)、(大きって) は、したのことのから、(日本的ないた)、(大きって) は、したのことのから、(日本的ないた)、(大きの は、) では、のから、(日本的ないた)、(大きの は、) では、のから、(日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	栗原市諸会	1	2	2		家の集員は、公路、疾病、背界、看護、介 選、政院者の出産機能の他のかせた情報ない 、 の理由を付い。自日の開議時報で工程を 局ではなったが、 文、機能は、出産りの大変するときは、出来す 、工機は、出産りの大変するときは、出来す 、工機能は、出産りでは、出来す 、工機能は、出産りでは、出来す 、工機能は、出産りた。 、工機能は、出産りた。 、工機能は、出産りた。 、工機能は、出産りた。 、工機能は、出産りた。 、工機能は、出産りた。 、工機能は、工程を 、工程を 、工程を 、工程を 、工程を 、工程を 、工程を 、工程を	2			1	1	ī	1	,	1
H										東松島市議会会議規則									
4 2	14 東松	島市	4		東松島市議会	1	2	2	1	(2) (東京の田出 第二条、建築は、公路、長倉、再里、着護、介 第二条、建築は、公路、長倉、再里、着護、介 第二条、建築の出居・総計・での他のでもできない。 し、当日の開催等計までに要称と「届立な」では、 は、当日の連削等計までに要称と「届立な」では、は をデモ目の連削等 始対重の場合にあって は、「通削期の日か・総社との日を通加 を参考する日までの範則内において、その削削 できるは、システムの一般である。 できるは、「大阪の雇出」 第二条 大阪の雇出 第二条 大阪の雇出 はなるため、「本阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪、大阪	2			1	1	1	1	1	1
4 2	:15 大崎	i市	1	太崎市職員の旧姓使用に関する規程 第2条 職員は、次に掲げる事項に該当し、か 、別に定める差等について、旧姓を使用す ることができるものとする。 (1) 公権力の行民に当たる行為に関しないもの (2) 職長の上での身分に関しないもの (3) 職務の進行は事務の報において誤解又 は混乱を生じさせるおそれがないもの	大崎市議会	1	2	3	2		2			4	2	2	2	2	4

都「	Ħ	市			/			市区	町村	養会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査						
磨目		区	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由と して明記した規定」にいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可 は 能な休業期間は、次の うちどれか。	間1で1 を選択	問5 間4で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問6 問1で1. を選択し 間の報酬につい るか。	た場合、休暇期 で減額の規定はあ	問7 間6で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下の てください 1. 明語 2 明報	の事由につい。 記した規定 記した規定	いて1~4 がある はないが.	点からのかのいずれた のいずれた 運用上認め	い一つに〇	つい をつけ
果		村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 運用上認めている。 3. 運用上記めている。 3. 運用上記めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1 を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 度前産後の対案制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の対案制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		4. 明記 配偶者 の 出産	育児	が無く、過 家族の 看護	まに事例が 家族の 介護	が無い	その他
4 2	16 富谷	市	1	高谷町職員旧姓使用取扱要網 第3億、編札は、町長の承託を受けて、馬・職員 の間で使用している文章、彩起な文章をで観路 遂行よ又は事務処理上協解や混乱を担ぐおされ のないものにおいて、旧姓を使用することができ る。	富谷市議会	1	1	2	1	富谷市議会会議規則 第91条 略 年予足の6週間(多胎対線の場合にあって は、14週間(別の日から間間は色の日後の週 間を野からして、大部間 の形でのでは、大部間 を担けることができる。 を担けることができる。	2			1	1	1	1	1	1
4 3	01 蔵王	画丁	1	職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の 間で使用している文章。軽易な文書等で職務遂 行上又は事務処理上誤解や選乱を招く法の ないものにおいて、旧姓を使用することができ る。	蔵王町議会	1	2	2	1	議員が出産のため出席できないときは、出産予 定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)前の日から当該出産の日後8週間を軽過 する日までの範囲内において、その瞬間を明ら かにして、長税欠原(不定)間によらず、あらかじ め議長に欠席層を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
4 3	02 七ケ	宿町	4		七ヶ宿町町議会	1	2	2	1	七・佰町議会会議規制 第1章 集員は、公原、傷病、出意、音響、介 選、記等のの出金権助やこのと称文と 、 、	2			1	1	1	1	1	1
4 3	21 大河	可原町	4		大河原町議会	1	2	2	1	大河原町議会会議規則 第2条2億 新深の規定にかかわらず、議員が出密のため 出席できないときは、出席予察日のの認例を 技術版の場合にあっては、出席予察日のの認め 技出度の日後3週間を指導する日までの顧明 において、その別能の得からに、あらかじ の活数で大阪衛能を提出することができる。 計画財産会産機能を	2			1	1	1	1	1	1
4 3	22 村田	明	2		村田町議会	1	2	2	1	第2条 議員は、公孫、傷病、出産、育児、看 議。介護、記隣者の出産補助さり他のやさを 様心・事品から加速を動かって必然という。 自日の会議参判までは、とは、 ・ 18日の会議参判までは、経済に関 ・ 18日の会議参判までは、経済に ・ 2 前項の製定にかわった。議員が出産の とか当底でされ、とせは、主産予日のの週前の 日から当転出産の日後の選問を経過する日まで の配置において、全の期間を制 がしたのい間に対して、公司期間を がしたのい間に対して、公司期間を いたが、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の	2			1	1	1	1	1	1
	23 柴田		4		柴田町議会	1	2	2		祭田町議会会護規則 (欠席の開出) 第2条(略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のた の出産できないときは、出産予定日のら週間(多 始社等のでは、出産予定日のら週間(多 開発)に対して、のり間を等かられて、あらか に必要したが、できない間を等かられて、あらか に必要したが、できない間を等かられて、あらか に必要したができる。	2			1	1	1	1	1	1
4 3	24 川崎	押	4	丸森町職員旧姓使用取扱要網	川崎町議会	3								4	4	4	4	4	4
	41 丸森		1	第2条 職員は、町長の承認を受けて、職務遂行 上又は事務処理上支障を生じないものに限り、 旧姓使用をすることができる。	丸森町議会	1 3	2	3	2		2			4	4	2	2	2	2
4 3	62 山元	c#T	2		当城宗旦理可議会 山元町議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	2
4 4	01 松島	為町	1	※島青電美国接使用取扱規程 機管) 那会、この規程は、町美の事務部局に総務する一般配に属する電気(東本電影等が開業)及び幅 物的が日間構造がよりは「東本電影等を対する場合である。 本部は「丁銅線等」という、比よって下華よの氏をなめた後、引きを支援的ア軍上のよって同様との氏という。 「日時上という」と文書等に使用することに関して必要な事業を定める。 の要な事業を定めるものとする。	松島町議会	1	2	2	1	松島町議会会議規則 欠席の届出 選、介護、応信等の出産機能への他のやえ 電、介護、応信等の出産機能への他のやえ 等に、事命のため出産機能をしまるの理 単立い事命のため出産機能をして、他 出立ければならない。 出立ければならない。 お出まったがもっち、議員が出産のため出席でなれてきまま。 お出まったは、出番予定日の週間を の日本での別間及び当故は産に「日の受日か 心間をできない。 では、の日本での別間及び当故は産に「日の受日か に、「日ので日本では、「日本で日本で日本で日本で日本で日本で日本で日本で日本で日本で日本で日本で日本で日	2			1	1	1	1	2	1

	"			/			市区	町村	議会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査						
道府県村	区町	職員の通称又は旧姓の使		1 /	問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	た場合、「欠席事由と して明記した規定」は いつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可 能な休業期間は、次の うちどれか。	した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はあ るか。	問5 関4で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	間の報酬についるか。	した場合、休暇期 て減額の規定はあ	問7 間6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下の てください 1.明 2.明 3.明	の事由についた規定 記した規定 記した規定 記した規定	いて1~ がある はないが が無く、退	現点からの 4のいずれ 、運用上記 亜用上も認 過去に事例	か一つにC めている めていない)をつけ
 	村	1. 明配した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1、左選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間より指しい。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者 の 出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
4 404	七ケ浜町	1	セケ浜販賣旧姓使用取扱変綱 (趣物) 第1条 この要綱は、町長の事務部局に勤務する一般部の職員を終く、 以下電路上にか、が、時間、乗子総計での事業の以下であまったが、時間、中でいる。 の事業的以下が開始等とという、だよって下野上の の長似下に関係としたり、決定者等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	七ヶ浜町議会	1	2	3	2		2			2	2	2	2	2	4
4 406	利府町	3		利府町議会	1	2	2	1	利用市議会会議規制 第24 元素 医療機能の出産機能、その他のやなど 第25 元素 医療養の出産機能、その他のやなど 得ない等血のため出産でないときは、その性 を持つ、当日のものが出産でないときは、その性 というないでは、1000年 といっないでは、1000年 というないでは、1000年 といくいき、1000年 といくいき、1000年 といくい	2			1	1	1	1	1	1
4 421	大和町	1	大和可能員但接使用助股票網 類目。 この景側は、龍貴が婚殖、栗子福租その他の事組(以下資格等)以下は、シリニより戸籍 類は、この景側は、銀青海(大学・リース・リア連 最上の底似下で1回見という。)を、大学・ 展上の底似下で1回見という。と、大学・ 展上の底似下で1回見という。と、大学・ には下げる等にいう。と、大学・ を大学・事業という。」と、大学・ を大学・事業という。と、大学・ は、下げる等という。と、大学・ は、下げる等という。と、大学・ 第20章、この景間において、電局とは、大学・ 第20章、この景間において、電局とは、大学・ 第20章、この景間において、電子に対している。 第20章、この景間において、電子に対している。 第20章、この景間において、電子に対している。 第20章、国本は、は最初と多様等、はアドルター 等という。の規定に対することができる。 は、日本を使用することができる。 と、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用することができる。 は、日本を使用した。	大和町舗会	1	2	1	2		2			2	2	2	2	2	2
4 422	大郷町	4		大郷町議会	3								4	4	4	4	2	
	大衡村	4		大衡村議会	1	2	2	1	大衡村議会会議規則 第2条 2 前項の報定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出差予を日の退間等 助出席できないときは、出差予を日の退間等 助任知の場合にあっては、14週間から日から 当該出会の日の退間を発過する日までの範囲 内において、その新いた。あかじ め議長に欠席間を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
4 444	色麻町	4		色麻町議会 加美町議会	1	2	2	1 2	・ 直野 万瀬 会議規則 変な祭 京 坪 播製は、公孫、傷病、出産、育 元 老職、介張 庇陽寺の出産機助その他のや む 老職、小事由のため出版できないときは、そ 同時に対してはなるない。 同時に対してはなるない。 は、出産のため出版でないときは、最多 ア 日の連囲等を加いませないからず振動 が、出産のため出版でないときは、出巻予度 日の連囲等を加いました。までは、14週 前別の日から当該担係の日後に出来るでは、14週 前別の日から当該担係の日後に出来るでは、14週 前別の日から当該担係の日後に出来るでは、14週 前別の日から当該担係の日後に出来るでは、14週 が立ちたり、14週 からたり、14週 のもたり、14回 のもたり のもたり	2			1	1	1	1	1	1

都	市	市			 	1													\neg
	_				/			市区	町村	議会の議員の両	立 支	援 体 制	に関する調査						
道府県		区町	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。	l /	回り 議員の出産を欠席事由と して明記した規定/億休を 含む)があるか。 1. 明記した規定がある。 1. 明記した規定がある。 1. 1 明記した規定がある。 1. 2014年度以前		問1で1. を選択した場 合、取得することが可 能な体業期間は、次の うちどれか。 別間の明記はあ るか。		問5 間4で1.を選択した場合 間4世紀の東文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択し 間の報酬についるか。	た場合、休暇期 C減額の規定はあ	問7 関6で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	て、以下(てください 1.明 2.明 3.明	- 員の仕事と生活の両立の観点からの欠席 、以下の事由について1~4のいずれかー			か一つにOを	シいきつけ
п –	п –	Ħ	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、 過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の象文(本文)を記入してください。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上記めている。 3. その他(欠席の例がな い、不明等)	1.2014年度以前 2.2015年度以降	1. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後の就業制限の 期間以上である。 3. 期間の定めはない。	がある。 2 明記1.た規定		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児		家族の介護		その他
F.	۴	名								涌谷町議会会議規則									_
4	501 藩	高谷町	4		涌谷町議会	1	2	2	1	第22 第4は、分別、商品、比較、別別、 第26 高級ののは解析。そのかいたと 第24、単語のために出版できないとせまって 第24、単語のために出版できないとせまって 第24、単語の大型に出版できないとせまって け出ばけばならない。う。7、種類が出版のた を制度の発定しない。5.57、種類が出版のた 動態をあり乗行にあっては、14種別制の日から 動態域の単位の影響を参考する日である。 第24、年の機能を明らかして、あらか との機能を明らかして、その機能を明らかして、あらか との機能を明らかとして、あらか との機能を明らかとして、あるか との機能を明らかとして、あるか	2			1	1	1	1	1	1
4	505 ∌	美里町	2		类里可議会	1	2	2	1	美里町議会会議規則 (大度の出出) 窓会、議員と、公居、保病、出産、再見、者 度、介理、公開、公開、公司、公司、 では、日本の場合の出資料的でもからからから のは、日本の場合のは当時的でもから かければならない。 まずのが建じたかからず、議員が出産のた か出版でないときは、出音すと日のの趣間を あました。 は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	2			1	1	1	1	1	1
4	581 ≯	女川町	4		女川町議会	1	2	2	1	次川町海会議規則 (久度の溜出) (久度の溜出) (久度の溜出) (大度、配信者の出版補助での他のやむを得な、 が事のから出版等の事でないと呼ば、その理由を ればならない。 が事のかまかいからず、提供でありませい。 が事のかまからない。 が事のかまからない。 がまない。 がまない。 は、は多ないない。 は、は多ないない。 は、は多ないない。 は、は多ないない。 は、は多ないない。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	2			1	1	1	1	1	1
4	606 南	有三陸町	4		南三陸町議会	1	2	2	1	第三語が議会会議規制 (第2条第2度)かからず、議長が出意のため 場合の意义というからで、議長が出意のため はなりないという。 技術の場合にあっては、は選手を日の名割前(多胎 技術の場合にあっては、は選前)の日から当該 は戻り目後の影響と記すら日までの説明れたさ いて、その開閉を明らかにして、あらかじめ議長 に欠業部を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

宮城県

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都	市	市				市区	₽Ţ	村 議	会	の議員の	両立支援体制に	関する調	查				
道	町	区	問9 議員の利用することので きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議 会に設置または提供されているか。	間11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	問12 / 問11で1.	を選択した	∶場合、行・	っている፤	対組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関す るもの以外)を行っていま すか。	問15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	地域防災計画や避難 含む)に、男女共同多 具体的な役割が明確	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 画担当部局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。
果 コ ー ド	村 コ	町村名	1. 人員及び場所の設置 または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供 がされている。(協時のものも恋さ) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	定等)がある 定等)がある	を設置している する議員向け相談窓口 2.ハラスメントに関	に関する議員向け研修 3.ハラスメント防止	その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取 組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認 別がている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 理用上認めていない。 用上認めていない。 選用上認めでいない。 基上に使用した事例も判断し たこともない。			1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1 を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
Δ	4	=	0	0	6	5	0	0	0			1	3			5	
\forall	Ή	\leq	0	0	4 25	0	0	0	0			2 32	5			29	
\mathbb{Z}	Z	\leq	35	34	0	0	0		0			0	27				
4 1	100仙	治市	4	4	3							3	2			1	市民局防災実施計画 市民局庁実施する主な非常時便先業務は以下 のたおいである。 (中間) 油油市男女共同参照推進センター内 に、女性支援センターを設置して女性相談を実 勝するたとは、、同センターを選載する公益財団 関するたとは、同センターを選載する公益財団 が生化のニーのが開ビっ努り出口の日本等との 支援を回りながら、必要な対のを行い、被災 連携を回りながら、必要な対のを行い
Ħ	1					1			1		石卷市議会議員政治倫理条例						
4 2	202 石	巻市	4	4	1	1					第4条 (6) 議員は、その地位を利用して嫌がらせを し、強制し、又は圧力をかける行為、その他の 人権侵害のおそれのある行為をしてはならな い。	3	2			2	
4 2		竈市	4	4	3							3	4			2	
		仙沼市 石市	4	4	3							3	4			2	
	207名		4	4	1	1					名取市議会議員の政治倫理に関する条例 第3章議員の政治倫理基準等 第7条 3 議員は、その地位を利用して確からせきし、 強制、悪しくほ圧力をかけ、又はセウシャル・ パラスシント(他の者か不快に張しる性格な書集 又は行為をいう。)その他、機を侵害するおそ れのある行為をしてはならない。	3	4			2	
4 2	208 角	田市	4	4	3							3	,	角田市議会議員の連修等の使用に関する規定 (通称名等の使用の申請等) 200年 簡単は、前後に関字下る連幹会又は被 期等により下籍の形を改める部の戸籍の近(2 下記録を等した)、を使用したうとでは、通称名等使用がませない。 に提出し、東芝等が付ければからない。 に提出し、東芝等が付ければからない。 と 議長は、朝鮮の規定による中請書を受理したときは、南部の音と決定、通路名等使用 末窓に不禁犯。通知意(検討定等)により、助 議員、通知する他とする。 3 第1項 総要する基地額については、市議会 選集の場合は、助議選挙を任何期限の目的では 選集の場合は、助議選挙を任何期限の目的でなった。 選集の場合は、助議選挙を任何期限においては、市議会 選集のの場合は、助議選挙を任何期限においては、市議会 選集のの場合は、助議選挙を任何期限においては、市議会 ごといて議会・利用系に提出するものとする。		2	
4 2 2	\$209 \$	資城市	4	4	3							3	4			1	地域防災計画 地震対策機 第3章 災害のの数十倍機 第3章 災害のの数十倍機 第3章 災害のの数十倍機 第3章 災害が同意へ管理 第4 避難所の選集機計 (1) 超関所選集への女性の参照後患 1) 超関所選集への女性の参照を強 する。1) 2世間所選集への女性の参照を検 する。10 参拝な一大の変といる。10 参拝な一大の変といる。10 参拝な一大の変といる。10 参拝な一大の変といる。10 参手な一大の変といる。10 参手な一大の変といる。10 参手な一大の変を大力を、10 参手な一大の変を、10 参手な一大の変を、10 参手な一大のでは、10 参手などのでは、10 が表しました。10 通常を対している。10 通常を引きないる。10 通常を引きな

都市市市				市区	町	村 議	会の議員の高	両 立 支 援 体 制 に	関する調	査				
選 区 府 町	問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会! 設置または提供されてしるか。	問10 ・ 議員の利用することのできる授乳室等が議 こ 会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	問12 問11で1.	を選択した	:場合、行つ	っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関す るもの以外)を行っていま すか。	問15 議会において、通称又は旧 姓の使用を認めています か。	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ い。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	地域防災計画や避難 含む)に、男女共同参 具体的な役割が明確	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 画担当部局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。
果 村 町ココ 村	または提供がされてい る。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされている。(臨時のものも含 む) 3. 設置または提供する 予定である。	がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	定等) がある に関する規定 (倫理	を設置している する議員向け相談窓口 2.ハラスメントに関	で関する議員向け研 を行っている	4 ・ そ の 他 そ で 他		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取 組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取 組む予定もない。	2. 明記した規定はない			1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1、を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
ド ド 名 4 211 岩沼市	4. なし		3	規止	口関	粉止				4			2	
4 212 登米市	4	4	2						2	4			2	
4 213 栗原市	4	4	3						3	4			-	展演市地域防災計画 災害対策企業部 企業が 企業が は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
														6別書が推定線写真等の整備及び提供に関す 5と 力以書館状に関すること 7月第書館 では、 本で動と落った解資料の収集及び提供に関すること 水男 生共同参画に関わる役割については連載 所を選書する市民生活部が行うこととなっている。 東松島市地域防災計画
4 214 東松島市	节 4	4	3						3	2			1	邦地域的比計画別級組成、第等以至分質機関 主要以著予的分類等別的以同時。 取場機能 以書分機線第二環以等予的分別等 日節的決場 第二個語 (2) 第一個語 (2) 第一個語 (2) 第一個語 (2) 第一個語 (2) 第一個語 (2) 第一個語 (2) 2 第一個語 (2) 第一組 (2) 第一
4 215 大崎市	4	3	1			2			1	2			2	
4 216 富谷市	4	4	3			3	 		3	4		+	2	
4 301 蔵王町	4	4	3	+		 	 		3	4	1		2	
4 301 咸工町		4	3	+		 	 		3	4	1		3	
4 321 大河原町	īj 4	4	1	1				大河原町議会政治倫理条例 第4年8号 その地位を利用して締がらせをし、強制し、又は 圧力をかける行為をしないと、また、いかなる 場合があっては、セウシュアルップスシト、パ ワーパラスメント及びその他人権侵害のおそれ のある行為をしないこと。		4			2	
4 322 村田町	4	4	3						3	4			2	
4 323 柴田町	4	4	3						3	4		平成29年の議会懇談会開催の 際に託児所を設けた。 NPO法人はだ子育で応援やる りんの保育士2名が子どもの保 育等を行った。	2	
4 324 川崎町	4	4	3	-			 	+	3	4		1	2	
4 341 丸森町	4	,	3	-	1	 	+ + -	+	3			 	2	
4 361 亘理町		4	3			 	 		3	4			2	
4 362 山元町		4	2				1	1	2	4			2	
4 401 松島町	4	4	2						3	4	1		2	
4 404 七ケ浜町	T 4	4	2						3	4			2	
4 406 利用甲町	4	4	3						3	4			1	利府町地域防災計画 防災会議の委員に女性や高齢者、障がい者な どの参画を拡大し、男女共同参画その他の 様な視点を取り入れた防災体制を確立する。避 護所等に女性相談員を配置し、保健指導及び 健康相談に応じる。

都市	ħ	市				市区	Вт	++ 106	A 0 # 5 0 T	立支援体制に	88 + Z 89	*			
W 5	×						μJ	T'S SER	女の 歳 貝 の 両						
府田	ŋ		議員の利用することので	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議 会に設置または提供されているか。		問12 問11で1.	を選択した	∶場合、行っ	ている取組みは、次のうちどれか。		男女共同参画に関する研	姓の使用を認めています	問16 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を配入してくださ い。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当節局又は男女共同参画センターの 具体的な役割が明確に位置づけられているか。
県本	Ħ	町													
1 1	1		または提供がされてい る。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供 がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今 後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後 取組む予定もない。	定等)がある に関する規定(倫理規1 ハラスメント防止	相談窓窓	を行っている いラスメント防止	4 . そ の 他 その他内容		2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	2. 明記した規定はない			1. 位置づけられた規 左記で、1. を選択した場合 定がある。 変がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)
		-to				70.22	- 100	19 11		大和町議会議員政治倫理条例			大和町議会議員通称名等使用取扱規程		
4 42	221 大和))BT	4	4	1	1				(国治療量基準) 等後、獲員は、次の各等に掲げる政治療量基準を選手しながらない。 第を選手しなければならない。 (10) 継がら、連絡、工力を付き行為、セクシュアル・ハラスを少その他人権要素のおされ のあら行為をしないとと。	3	1	大切市場会議員連絡等等使用取扱規模 (国語) 類1等、この前付は、大和和資金議員(以下「議 表したり、)が構造のは、代理用する社会につい いて、公理選挙を認行付く同様にジョウを開発し が、公理選挙を認行付く同様にジョウを開発し 現代のでは、「大型を表します。 を用りては最かが増加、要手体機等の事成に対 が開始した。」により戸海の氏を向かした。 「は海を高を使用の申請と、 は一次を表した。これで、一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次を表します。 は、一次では、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次である。 は、一次では、一次では、一次である。 は、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で		2
4 42	22 大郷		4	4	3						3	4			2
4 42	24 大衡	iĦ	4	4	3						3	4	色麻町議会議員の通称名等の使用に関する要		2
4 44	44 色麻	i Bīj	4	4	3						3	1	色牌町議会議員の通标名等の使用に関する要 舗 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲 げる事項を除き、通称名等又は婚姻等の前の 戸籍の氏を使用することができる。		2
	45 加美		4	4	1	1				加美町議会議員政治倫理条例(第4条第8号) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又 は圧力をかける行為はしないこと。また、いから る場合であっても、セクシャル・パ ワーハラスメント及びその他人権侵害のおそれ のある行為をしないこと。	3	4			2
4 50			4	4	3						3	4			2
4 50	05 美里		4	4	3						3	4			2
4 58	81 女川 06 南三		4	4	3	-			+		3	4			2
4 6	uo m	座則	4	4	3	<u> </u>				l	3	4	l	1	4